

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

早期契約は慎重に。 数年後の晴れ着 レンタル

二十歳のつどい用の晴れ着レンタルでは、1～2年先の早期契約をするケースが見られます。自分の都合が変わる場合もありキャンセルに関するトラブルも起こっています。数年先の使用でも契約は有効であり、キャンセル料についても契約内容に従うことになるため、注意が必要です。

事 例

- 1年以上先の成人式の晴れ着レンタルで契約の2日後に解約を申し出たら、総額に対して2割のキャンセル料を求められた。

トラブル回避ポイント

- 「好みのデザインがなくなる」などと急かされても焦らず、その場で契約することは避けましょう。特に早期契約では、気が変わったり、業者の倒産などのリスクもあるため、十分に検討しましょう。
- 契約の際は、衣装などレンタルされる商品の内容や料金、着付けや写真撮影などレンタル以外のサービス内容、レンタルの期間、契約の成立時期、解約条件、キャンセル料などをよく確認しましょう。
- 困ったときはすぐに消費生活センターなどに相談しましょう。



● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月～金)午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

